

告 示

埼玉県告示第二百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友籠原店

埼玉県熊谷市大字拾六間字前原六百三 四外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）とりせん籠原店

（変更後）西友籠原店

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社日立金属ソリューションズ 代表取締役 上田精一

（変更後）株式会社日立金属ソリューションズ 代表取締役 清水克美

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社とりせん 代表取締役 前原宏之

群馬県館林市下早川田町七百番地

有限会社第一フロリスト 代表取締役 澤田将信

埼玉県熊谷市筑波三 百五十七

（変更後）合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社

職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デイカス

東京都北区赤羽二丁目一番一号

八 変更年月日

平成二十四年十一月二十二日外

二 届出年月日

平成二十五年二月十五日

二 縦覧期間

平成二十五年三月五日から平成二十五年七月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年三月五日から平成二十五年七月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課